

「平成 28 年熊本地震」により被害を受けられた事業者の方に対する 消費税の届出の特例に関するお知らせ

この度の平成 28 年熊本地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この震災により被害を受けたことに伴う消費税の届出の特例についてお知らせします。

○ 「平成 28 年熊本地震」により被害を受けられた事業者が消費税の簡易課税制度の適用を受ける（やめる）届出をする場合の特例

次の具体例のように、災害その他やむを得ない理由（以下「災害等」といいます。）が生じたことにより被害を受けた事業者が、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（例 1）又は適用を受ける必要がなくなった場合（例 2）に、次の(1)に掲げる手続きにより所轄税務署長の承認を受けたときは、その被害を受けた日の属する課税期間等が開始する初日の前日に消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出したものとみなす特例が設けられています。

<具体例>

例 1 地震により、帳簿書類を紛失したことから、簡易課税制度の適用を受けて申告を行う場合

例 2 地震により、緊急の設備投資が必要となったことから、簡易課税制度の適用をやめて、一般課税により申告を行う場合

（詳しくは、裏面をご覧ください。）

(1) 承認を受けるための手続きについて

災害等により特例の適用を受けようとする事業者は、次の申請書及び届出書を下記(3)の期限までに所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

- ① 災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- ② 消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書

（注）基準期間の課税売上高が 5,000 万円超の場合、消費税簡易課税制度の適用を受けることはできません。

(2) 対象となる課税期間について

災害等により特例の対象となる課税期間は、次のとおりとなります。

イ 簡易課税制度を適用する必要が生じた場合【一般課税 → 簡易課税】

災害等が生じた日の属する課税期間

（注）簡易課税に変更した場合は、選択後 2 年間は簡易課税制度の選択を取りやめることはできません。

ロ 簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合【簡易課税 → 一般課税】

災害等が生じた日の属する課税期間 又は その翌課税期間以後の課税期間（次に掲げる要件の全てに該当する課税期間のいずれか一つの課税期間）

- (イ) 災害等の生じた日からそのやんだ日までの間に開始した課税期間であること
- (ロ) その災害等が生じた日の属する課税期間につき既に本特例を受けていないこと
- (ハ) 簡易課税制度適用開始期間の初日から 2 年を経過する日までに開始した課税期間であること

（注）ロの場合は、簡易課税制度の 2 年間継続適用の規定は適用されません。

(3) 申請書等の提出期限について

災害等により特例の適用を受けようとする場合、上記(1)の申請書等の提出期限は、災害等のやんだ日から **2 か月以内** となりますが、災害等がやんだ日が災害等の生じた日の属する課税期間の末日の翌日（個人事業者の場合には翌年 2 月 1 日）以降に到来する場合は、次のいずれかとなります。

イ 国税庁長官が申告書の提出期限を延長する旨指定した地域に納税地を有する方若しくは他の地域に納税地を有する方で所轄税務署長に申告書の提出期限延長を申請し、承認を受けられた方 当該延長された申告書の提出期限

（注）申告書の提出期限延長の手続きは、所轄税務署長に対して、原則として災害等がやんだ日から 1 か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

ロ 上記イ以外の方 申告書の提出期限

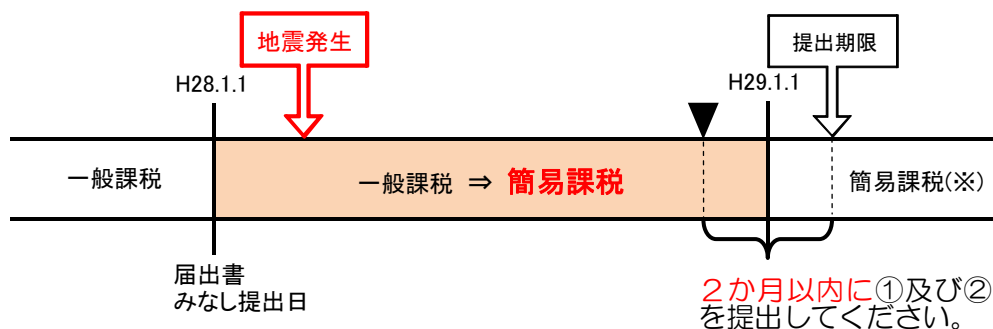
(例1) 簡易課税制度の適用を受ける場合の具体的な事例

地震により、帳簿書類を紛失したことから、平成28年1月1日～平成28年12月31日の課税期間について簡易課税制度を適用して申告を行う場合

【提出書類】

- ① 災害等による消費税簡易課税制度選択届出に係る特例承認申請書
- ② 消費税簡易課税制度選択届出書

▼ … 災害等がやんだ日



※ 簡易課税制度の適用を受けた場合、2年間は簡易課税制度の適用をやめることはできません。

(注) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です(消費税法第37条第1項)。

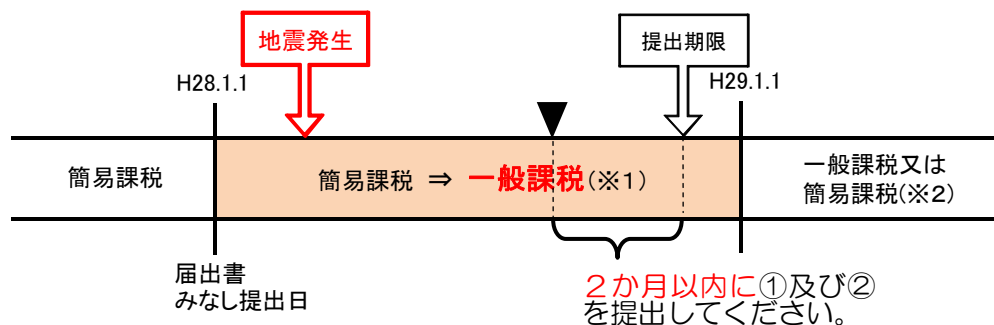
(例2) 簡易課税制度の適用をやめる場合の具体的な事例

地震により、緊急の設備投資が必要となったことから、平成28年1月1日～平成28年12月31日の課税期間について簡易課税制度の適用をやめて、一般課税により申告を行う場合

【提出書類】

- ① 災害等による消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書
- ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

▼ … 災害等がやんだ日



※1 簡易課税制度の適用を受けてから2年以内の課税期間においても、「災害等による消費税簡易課税制度選択不適用届出に係る特例承認申請書」を提出し承認を受けることにより、その適用をやめることができます。

※2 平成29年1月1日～平成29年12月31日の課税期間について簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで(事例では平成28年12月31日まで)に「消費税簡易課税制度選択届出書」を忘れずに提出してください。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署又は税務相談室にお問い合わせください。